地域コミュニティ活性化に向けた地域活動支援制度実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、京都市地域コミュニティ活性化推進条例(以下「地域コミュニティ条例」という。)に基づく、地域コミュニティ活性化に向けた地域活動事業助成金(以下「助成金」という。)の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象事業)

- 第2条 助成金の交付対象となる事業は、地域住民が地域活動に積極的に参加及び協力し、地域住民相互の交流及び協働を促進することを目的に京都市内で実施する次の各号のいずれかに該当する地域活動事業とする。
 - (1) 自治会,町内会その他の地域住民の組織する団体(以下「自治会等」という。)に加入していない住民を主たる対象として行う自治会等の活動内容,地域の魅力等の情報発信事業
 - (2) 自治会等が存在しない地域において新たな自治会等の設立に向けて取り組む事業
 - (3) 自治会等に加入していない住民と加入している住民の交流事業又は協働事業
 - (4) その他,自治会等の加入率向上又は地域住民の地域コミュニティへの参加促進に寄与する事業

(交付の対象団体)

- 第3条 助成金は、前条に掲げる地域活動を行う団体で、次の各号のいずれかの要件を満たす 団体に対して交付する。
 - (1) 地域コミュニティ条例第2条第3号に定める地域自治を担う住民組織
 - (2) 前号に定める地域自治を担う住民組織が推薦する団体
- 2 助成金は、前項に規定する要件を満たし、市長が適当と認める団体に対し、予算の範囲内で交付する。
- 3 第1項に定める団体であっても、営利・宗教・政治を目的とした事業を行う場合は、助成金を交付しない。
- 4 第1項に定める団体であっても、過去に2度助成金の交付を受けている場合は、助成金を 交付しない。
- 5 前項の規定については、第2条2号の事業における設立準備団体と設立後の団体は、同一の団体として取り扱う。

(助成金の額)

- 第4条 助成金は、予算の範囲内において、次の各号に定める額を交付する。
 - (1) 助成金の額は、対象事業に要する経費の範囲内において市長が定める額とする。
 - (2) 第2条第3号及び第4号の事業は、対象事業に要する経費の3分の2に相当する額の範囲内の額とする。
 - (3) 助成金は、1事業につき100,000円以内とする。
 - (4) 過去に助成金の交付を受けた団体については、1事業につき50,000円以内とする。
- 2 次の各号に掲げる経費は、交付の対象外とする。
 - (1) 助成金の交付を受けようとする団体(以下「交付申請団体」という。)の事務所等の維持経費

- (2) 別に定める額を超える額の備品の購入費
- (3) 研修会等への参加に要する経費
- (4) 交付申請団体の構成員に対する人件費, 謝礼
- (5) 飲食費(事業に要する茶菓代は除く)
- (6) 別に定める額を超える食糧費, 材料費
- (7) 特定の個人に提供する記念品, 景品等の購入費
- (8) その他市長が適当でないと認める経費

(交付の申請)

- 第5条 交付申請団体は、助成金の交付の対象となる事業実施日の14日前までに、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 地域コミュニティ活性化に向けた地域活動事業助成金交付申請書(第1号様式)
 - (2) 地域コミュニティ活性化に向けた地域活動事業助成金収支予算書(第2号様式)
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び標準処理期間)

- 第6条 市長は、前条の規定による申請が到達してから14日以内に、当該申請の内容を審査 し、交付又は不交付の決定をするものとする。
- 2 市長は、前項の規定により交付を決定したときは、地域コミュニティ活性化に向けた地域 活動事業助成金交付決定通知書(第3号様式)により、不交付を決定したときは、地域コミュニティ活性化に向けた地域活動事業助成金不交付決定通知書(第4号様式)により、それぞれ当該団体に通知する。

(申請事項の変更等)

- 第7条 交付の決定を受けた団体は、事業の内容若しくは経費の配分の変更又は中止をしようとするときは、軽微な変更を除いて、あらかじめ地域コミュニティ活性化に向けた地域活動事業計画変更・中止承認申請書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。
 - (1) 助成目的達成のために関連する事業間の弾力的な遂行を認める必要がある場合
 - (2) 助成目的の変更をもたらすものでなく、かつ、助成団体等の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な助成目的達成に資すると考えられる場合
 - (3) 助成目的及び事業能率に関係ない事業計画の細部の変更である場合
 - (4) 事務費間の流用で、流用先の経費に対する流用額の比率が極めて低い場合
- 3 経費の配分を変更しようとするときは、第1項の規定による申請書に、変更内容を反映した第5条第2号の規定による書類を添えて提出しなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、これを審査し、止むを得ないと 認めるときは、これを承認し、交付決定団体に通知する。

(事業完了の届出)

- 第8条 交付の決定を受けた団体は、事業が完了した後1箇月以内又は当該年度3月31日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
 - (1) 地域コミュニティ活性化に向けた地域活動事業実績報告書(第6号様式)
 - (2) 地域コミュニティ活性化に向けた地域活動事業助成金収支決算書(第7号様式)
 - (3) 領収書の写し

- (4) 事業実績を証する成果物、事業の実施状況が判断できる写真等
- (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 交付の決定を受けた団体は、本市が実施する広報活動に当たり、前項第4号に規定する成果物、写真等を提供するなど、協力するものとする。

(助成金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、適当と認めるときは、助成金 を交付する。

(助成金の概算払)

- 第10条 交付の決定を受けた団体は、助成金の交付予定額の5分の4以内の額について概算払 を受けることができる。
- 2 前項の規定による助成金の概算払を受けようとするときは、地域コミュニティ活性化に向けた地域活動事業助成金概算払請求書(第8号様式)を市長に提出するものとする。

(書類の経由)

第11条 この要綱により市長に書類を提出しようとするときは、当該団体が所在する行政区の区長又は担当区長を経由しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は文化市民局長が定める。

附則

この要綱は、平成24年7月19日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

地域コミュニティ活性化に向けた地域活動事業助成金交付申請書

(宛先)京都市長	年 月 日
申請団体の住所(主たる事務所)	申請団体の名称及び代表者の氏名
	即 電話 —

# ₹□ 4 .0	
申請団体の 概要及び主 な活動内容	
ない。	
	(会員(加入者)数名・世帯)(未加入世帯数世帯) ※役員名簿,団体の規約を添付してください。
	□①自治会等に加入していない住民を主たる対象として行う自治会等の活動内容,地域の魅力等の情報発信事業(情報発信・啓発事業)
事業の巨八	□②自治会等が存在しない地域において新たな自治会等の設立に向けて取り組む事業(設立事業)
事業の区分	□③自治会等に加入していない住民と加入している住民の交流事業又は協働事業(交流・協働事業)
	□④その他, 自治会等の加入率向上又は地域住民の地域コミュニティへの参加 促進に寄与する事業(運営活性化事業)
事業の名称	
事業の内容	
	※事業の区分が③④の場合:予定参加者数 名

<地域自治を担う住民組織(学区自治連合会等)からの推薦(第3条関係)> 上記の団体及び事業は、地域住民の地域活動への参加、協力、地域住民相互の交流、協働の 促進に資するものと認め、推薦する。

推薦団体の住所(主たる事務所)	推薦団体の名称及び代表者の氏名
	(E)

地域コミュニティ活性化に向けた地域活動事業助成金収支予算書

(宛先)京都市長	年 月 日
申請団体の住所(主たる事務所)	申請団体の名称及び代表者の氏名
	ⅎ
	電話 —

1 収入

		項	目	金額(円)	内 訳
1	助成金				
2	その他				
		合	計		

2 支 出

		,
項 目	金額(円)	内 訳
合 計		

京都市指令 第 号 年 月 日

様

京都市長

(担当:文化市民局地域自治推進室)

地域コミュニティ活性化に向けた地域活動事業助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった地域コミュニティ活性化に向けた地域活動事業 助成金について、下記のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

- 1 事業の名称
- 2 交付予定額 円
- 3 交付の条件
 - (1) 事業の変更又は中止をしようとするときは、京都市長の承認を得なければならない。
 - (2) 事業が完了した後1箇月以内又は当該年度3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出しなければならない。

なお、特に必要があると認めるときは、事業の終了前に、助成金の交付予定額の5分の 4以内の額について概算払することができる。

- (3) この助成金が交付された後、次の事項に該当すると認められる場合は、助成金の交付金額の全額又は一部を返還しなければならない。
 - ア 不正の手段により、助成金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
 - イ 助成金の交付の目的以外に助成金を使用したとき。
 - ウ 地域コミュニティ活性化に向けた地域活動支援制度実施要綱第7条第4項の規定により、変更又は中止の承認を受けたとき。
 - エ 助成金の全部又は一部を使用しなかったとき。
 - オ 地域コミュニティ活性化に向けた地域活動支援制度実施要綱の規定に違反したとき。

 京都市指令
 第 号

 平成
 年 月 日

様

京都市長

(担当:文化市民局地域自治推進室)

地域コミュニティ活性化に向けた地域活動事業助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった地域コミュニティ活性化に向けた地域活動事業 助成金について、下記のとおり不交付とすることを決定しましたので通知します。

記

- 1 事業の名称
- 2 不交付の理由

(教 示)

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して60日以内に、京都市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この通知を受け取られた日(京都市長に異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する京都市 長の決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判 所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となり ます。)。

地域コミュニティ活性化に向けた地域活動事業計画変更・中止承認申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請団体の住所(主たる事務所)	申請団体の名称及び代表者の氏名
	卸電話

年 月 日付けで助成金の交付決定の通知を受けた事業の計画を、下記のとおり変 更・中止したいので承認願います。

記

- 1 事業の名称
- 2 変更・中止の内容
- 3 変更・中止の理由

地域コミュニティ活性化に向けた地域活動事業実績報告書

(宛先)京都市長	年 月 日
申請団体の住所(主たる事務所)	申請団体の名称及び代表者の氏名
	(P)
	電話 —

京都市補助金等の交付等に関する条例第18条の規定により、地域コミュニティ活性化に向けた地域活動事業の実績について報告します。

記

交付決定日	年	月	日	完了年月日	年	月	日
事業の名称							
事業費総額				円			
事業の内容							
事業の成果	□事業に		人が参	世帯が <u></u> 加した。 記載してくださ	 旧した		
課題等							
今後の方針,取組							

※事業実績を証する成果物、事業の実施状況が判断できる写真等を添付してください。

※提出された成果物、写真等は本市広報物に掲載する場合があります。また、その他広報活動への御協力をお願いする場合があります。

第7号様式(第8条関係)

地域コミュニティ活性化に向けた地域活動事業助成金収支決算書

	(宛先) 京都市長	年	月	日	
申請	団体の住所(主たる事務所)	申請団体の名称及	び代表	者の氏名	
					(EII)
		電	話	_	

1 収入

		項	目	金額(円)	内	訳
1	助成金					
2 3	その他					
		合	計			

2 支 出

	A .! - ()	f
項目	金額(円)	内 訳
合 計		
H FI		

※領収書の写しを添付してください。

※その他、市長が必要と認める書類の提出をお願いする場合があります。

第8号様式(第10条関係)

地域コミュニティ活性化に向けた地域活動事業助成金概算払請求書

(宛先)京都市長	年 月 日
申請団体の住所(主たる事務所)	申請団体の名称及び代表者の氏名
	電話 —

京都市補助金等	の交付等に関する条例第21条第2項の規定により、補助金の概算払を請
求します。	
交付決定日	年 月 日
交付予定額	円
補助金の請求額	円